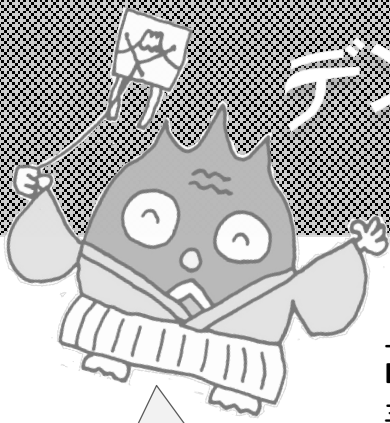


# デングジャラス原発に「レッドカード」 老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟



高浜 1.2号機&美浜 3号機の運転期間延長認可取消訴訟

高浜 1.2号 第10回  
美浜 3号 第8回

## 口頭弁論

2019年 **1月16日(水)**

@名古屋地方裁判所 (2号法廷予定)

寒い時期だけ  
ど、法廷内は  
熱いヨ！  
ぜひ来てね！

12:50～名古屋地裁南で原告受付開始&ミニ集会

(傍聴券は先着順です。受付は13時以降。満席の場合は桜華会館で待機企画もあります)

13:30～高浜原発1.2号機 第10回口頭弁論

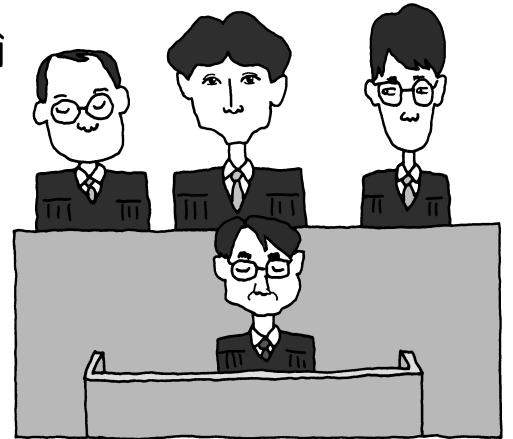
14:30頃～原告受付&傍聴券は先着順

15:30～美浜原発3号機 第8回口頭弁論

16:45頃～18:00 記者会見+報告集会

(@桜華会館2F「富士桜」 弁護団からの解説あり)

これまで裁判では、取り替えられない原子炉容器の脆化(劣化)問題や古いケーブルの問題をはじめ、老朽原発の工学的技術的危険性や日本の規制基準の甘さのほか、火山審査の欠陥、地盤調査の不徹底と基準地震動の過小評価、原告適格の問題、司法審査のあり方等に関する主張を行ってきました。しかし、国や関西電力側はなかなか反論を出してきません。それでも、関電は2019年10月以降、高浜1号機から延長運転を始めようと着々と工事を進めています。老朽原発裁判もいよいよ正念場。司法がこれに待ったをかけられるかは、私たち世論の力にもかかっています。ぜひ注目し、傍聴席を埋めて民意を示しましょう



老朽原発40年廃炉訴訟とは？ 福島原発事故の教訓から原発の運転期間を

原則40年とする法律ができました。しかし、原子力規制委員会は高浜1.2号と美浜3号機の40年超運転を自ら規制を緩めて認めてしまいました。この裁判はその違法性を問う行政裁判です。現在、名古屋地裁で国と利害関係者とする関西電力の両者を相手に、ベテラン、中堅から若手まで総勢30余名の熱意溢れる弁護団が手弁当で裁判を闘っています。

この裁判を支えるために皆さまの力をかけてください。カンパ大歓迎！

40年廃炉訴訟市民の会の会員も大募集中です。(年会費2000円)

ゆうちょ銀行 口座番号：00810-0-153748「40年廃炉訴訟市民の会」

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

TEL：080-9495-9414 (事務局)

E-MAIL：toold40citizens@gmail.com TWITTER：@toold40nagoya

HP：http://toold-40-takahama.com/people/

FACEBOOK：https://facebook.com/toold40nagoya/

インスタグラム：https://www.instagram.com/toold40nagoya/

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル5F 名古屋第一法律事務所 気付

**TOOLD40@NAGOYA**



【次回は2019年4月18日(木)】13:30～高浜1.2号機 第11回口頭弁論 15:30～美浜3号機 第9回口頭弁論